入札説明書

令和7年札幌市告示第4242号に基づく入札等については、札幌市契約規則、その他 関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 告示日 令和7年10月14日
- 2 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課 電話 011-211-2989、FAX011-211-2943

3 入札に付する事項

地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。

- 令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「一 般サービス業ー建物設備等保守管理業ー消防設備保守点検業」に登録されている者 であること。
- (3)
- 当該業務を実施する者は、防火対象物点検資格者の資格を有するものであること。 会社更生法による更生手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法による 再生手続き開始の申立てがなされている者 (手続き開始の決定後の者は除く。) 等 経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている 期間中でないこと。
- 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成 員単独での入札を希望していないこと。
- (7) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。
- (8) 本入札に記した業務を指定の期限までに十分可能なものであること。
- 入札書の提出方法等
 - 契約条項を示す場所及び問い合わせ先 上記2に同じ。 1 なお、契約条項は札幌市公式ホームページにおいてもダウンロードできる。
 - https://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/nyuusatsu/bid-item/2025.html)
 - 入札の受領期限 令和7年10月24日(金)12時15分(送付による場合は必
 - (3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、

- 提出にあたっては、以下に留意すること。 ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に指名(法人 の場合はその名称又は商号)及び「令和7年10月24日(金)13時30分開札 [令和7年度防火対象物定期点検業務]の入札書在中」の旨を記載し、上記2あ てに入札書受領期限までに提出しなければならない。
- 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和7年10月24 日(金)13時30分開札[令和7年度防火対象物定期点検業務]の入札書在中」 の旨を記載し、上記2あてに入札書受領期限までに送付しなければならない。
- なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- エ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができな
- (4) 本件の仕様等に対する質問及び回答
 - 質問の提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

質問の提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示日から令和7年 10 月 17 日(金)17 時までに提出すること(持参による場合は、札幌市役所の閉庁日を除く各日9時 00分から17時00分まで)。

質問に対する回答

質問者に対しては、ファクシミリにより回答する。なお、質問に対する回答書 は、令和7年10月20日(月)以降、札幌市子ども未来局ホームページ(5(1) に掲げるURL)に掲載する。

入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反 た者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効と す

る。 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書 地界では、たいまかかわらず、地定された期日までに当該書類の提 出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消 すことがある。

入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正 に執行することができない状態にあると認められるとき

天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行 することができない状態にあると認められるとき

調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

代理人による入札

代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び 住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外 国人の署名を含む。) をしておくとともに、入札時に代理委任状(別紙2) 提出しなければならない。

入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼 ねることができない。

開札の日時及び場所

令和7年10月24日(金)13時30分

札幌市子ども未来局大会議室(住所は上記2に同じ。)

(9)

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはで イ きない。

入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の 求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任 状(別紙2)を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事

情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制 限に達した価格の入札がないときには、再度の入札を行う。なお、再度入札の回 数は、原則として2回を限度とする。

その他

(1)免除 入札保証金

要 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約 保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が 土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、 指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付

を免除する。

(3) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で 最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、 札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認 できた場合に、落札候補者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該

入

札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入 札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当 該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを

査(事後審査方式)するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則

とし

て開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に 上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければなら

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のな い者のした入札と見なし無効とする。

エ 上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを

認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範

开

内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候 補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰 り返す。

入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、上記4に掲げる入札参加資格を有するこ とを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また.

当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合 は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として 異議を申し出ることはできない。

落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないと

入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。 その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

契約書の作成

一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取 り交わすものとする。

契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこ れに記名押印するものとする。

上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の 相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しな いものとする。

契約条項

別紙3のとおり

入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められ な かった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たとき から10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従 い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け 付けない。

以上